



株式会社 介護支援センターふじの里

次世代法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日～令和9年3月31日

2. 内 容

目標1：育児にかかる諸制度をわかりやすく周知し、更に利用しやすい環境づくりを行う

<対策>令和4年7月1日～令和9年3月31日

- ・子が出生予定の職員とその所属長に制度のアナウンスを行う
- ・制度を改正したときは、簡潔にまとめ、周知に努める

目標2：年次有給休暇の取得促進

<対策>令和4年7月1日～令和9年3月31日

- ・3ヶ月毎に取得状況を調査、年5日取得未達成の職員、所属長に事前に通知する
- ・取得率が低い職員に対して計画付与を実施する